

質疑応答書

通番	質問区分	質問内容	回答
1	(2) 送迎ステーション事業に関すること	・日曜、祝日、12月29日～1月3日の利用受け入れについて。 1・本件の送迎ステーションは休業日無しのことですが、きらきらぼしの利用日は日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く毎日となっています。 保育所利用の子どもが平日の利用者負担額内で休日保育を受けられることと同様に幼稚園児も送迎ステーションを利用している児童に送迎ステーションの部屋および料金内で休日保育を提供するというような意味合いなのでしょうか。 きらきらぼしと相違するに至った事情を教えてください。	その通りです。 本施設は休館日はない施設としております。 きらきらぼしは、公の施設として、議会の議決を経た指定管理者によって運営される公設民営の施設である一方、今回の施設は民設民営でありながら協定の締結によって公の関与を明確にする公私連携型の施設であり、施設種別や設置主体等の違いによるものです。
2	(2) 送迎ステーション事業に関すること	・日曜、祝日、12月29日～1月3日の利用受け入れについて。 2・日曜、祝日、12月29日～1月3日の利用目的の見通しや利用数のお見込みを教えてください。	現段階では不明です。
3	(2) 送迎ステーション事業に関すること	・「②送迎ステーション事業」単体で「神奈川県子ども・子育て支援交付金の延長保育事業」の2～3時間延長の分を、いただけるという認識で良いでしようか。	「④延長保育事業」は「①低年齢児型保育所」に付随する事業です。
4	(2) 送迎ステーション事業に関すること	・「②送迎ステーション事業」に係る委託金の内訳についてご教示願います。	委託金はありません。
5	(3) 一時預かり事業に関すること	・・「③一時預かり事業」と「②送迎ステーション事業」の利用人数を合計して、「神奈川県子ども・子育て支援交付金の一時預かり事業」の交付金をいただけるという解釈で良いでしようか。	その通りです。
6	(3) 一時預かり事業に関すること	・「②一時預かり事業」に係る委託金の内訳についてご教示願います。	委託金はありません。
7	(10) その他	・「神奈川県子ども・子育て支援交付金の延長保育事業」について。 「①低年齢児型保育所の④延長保育事業」で一つの事業 「②送迎ステーション事業」で一つの事業 「⑤休日保育事業」を一つの事業として それぞれ別々に交付金がありますか。	「④延長保育事業」は「①低年齢児型保育所」に付随する事業ですので、「①低年齢児型保育所の④延長保育事業」としての補助はありますが、「②送迎ステーション事業」と「⑤休日保育事業」については対象ではありません。

8	(10) その他	<p>・「子ども子育て支援法の休日保育加算」の対象事業と人数について。 「②送迎ステーション事業」・「③一時預かり事業」・「⑤休日保育事業」については個々の事業に対していただけるのでしょうか。 「⑤休日保育事業」に対してのみいただける場合、延べ子ども数は「⑤休日保育事業」だけが対象となるのでしょうか、「②送迎ステーション事業」・「③一時預かり事業」・「⑤休日保育事業」の利用子ども数も入れていただけるのでしょうか。</p>	<p>「⑤休日保育事業」は「①低年齢児型保育所」に付随する事業です。「⑤休日保育事業」の利用人数に応じて、施設型給付費の加算対象となります。また、休日保育に関しては、市単独の補助金があるため、別添資料「大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱」をご確認ください。</p>
---	----------	--	--